

事務事業マネジメントシート(令和 6年度実績と令和 7年度計画)

令和 7年 9月 8日 更新

事務事業名		行旅病人等対策事業			<input checked="" type="checkbox"/> 安全・安心に暮らせるまちづくりの推進 <input type="checkbox"/> 「こどもまんなか社会」の構築 <input type="checkbox"/> 産業の共生による市経済の持続的発展	
総合計画体系	政策	2	福祉の健幸		所属部	健康福祉部
	施策	4	地域福祉の推進		所属課	福祉課
	業務分野	15	社会福祉の推進		所属班	社会福祉班
課長名		松永 博貴		担当者名		徳丸 大介、茵畑 侑樹
予算科目		会計	款	項	目	事業連番
終了、開始年度		<input type="checkbox"/> 6年度で終了 <input type="checkbox"/> 6年度から開始		事業期間		<input type="checkbox"/> 単年度のみ <input checked="" type="checkbox"/> 単年度繰返(開始年度 18 年度) <input type="checkbox"/> 期間限定複数年度( ~ 年度)

★事務事業の概要(具体的なやり方、手順、詳細。期間限定複数年度事業は全体像を記述)

【事業の内容】 (開始した背景・きっかけ・今後の状況変化・関係者からの意見や要望を含む)	行旅病人が発見された場合、救護は発見地の市町村が行い扶養義務者等を調査し、救護費用は市が一時的に立替える。その費用は扶養義務者の負担となる。しかし救護費用の弁償を受けられなかった場合は、県に通知し、費用の請求を行う。行旅死亡人が発見された場合は、所在地の市町村が身元に必要な容姿・特徴・遺留物件等を記録した上で死体を埋葬・火葬し、他市町村への照会・通知を行う。行旅病人及行旅死亡人取扱法(明治32年法律第93号)、熊本県行旅病人行旅死亡人等の救護及び取扱に関する要領に基づき事業を実施。墓地埋葬法が関わる場合は環境衛生担当部署との協議を要する。
【業務の流れ】	①発見②救護③本人及び扶養義務者調査④県及び関係機関への通知⑤県へ救護費用請求(10割)
【主な予算費目】	扶助費

(1)事務事業の振り返り・計画  
 ①6年度事務事業の成果・実績  
 事象発生時に行旅病人及行旅死亡人取扱法第5条の規定に基づき事務を行う。令和6年度は行旅死亡人対応を1件実施した。

②7年度計画(次年度に計画している主要内容) ③予算の主な増減の理由  
 行旅病人及び行旅死亡人が発生した場合は速やかに対処する。

成果指標	(単位)	データ取得方法
ア 発見してから救護等までの時間	H	
イ		
ウ		

(2)成果指標・総事業費の推移		単位	4年度 実績(決算)	5年度 実績(決算)	6年度 目標(当初予算)	6年度 実績(決算)	7年度 目標(当初予算)	8年度 予定	9年度 見込	10年度 見込
成果指標	ア	H	0	0	3	3	3	3	3	3
事業費	財源内訳									
	国庫支出金	千円								
	都道府県支出金	千円			207			207	207	207
	地方債	千円								
	その他	千円								
繰入金	千円									
一般財源	千円			1	131		1	1	1	
(A)事業費計	千円		0	0	208	131	0	208	208	208

(3)評価の総括(成果向上の余地・事業費削減の余地)  
 令和6年度は行旅死亡人対応を1件実施した。行旅病人の対応は無かった。

(4)今後の事業の方向性  
廃止 縮小 事業のやり方改善 現状維持(従来通りで特に改革改善をしない)